平成２３年（フ）第１０３０号
福岡市早良区野芥２丁目25番10号
債務者　山口　正昭
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６４号
福岡市南区那の川１丁目３番７号
債務者　福本　恵美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１６号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原315番地古賀住宅５号
債務者　廣瀬　一郎
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
福岡市東区松島２丁目11番37号
債務者　青木　耕吉
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８１号
福岡市中央区春吉２丁目９番25―1113号
債務者　俵　　敍子（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８４号
福岡県春日市惣利２丁目82番地２シャルマン82・101号
債務者　山田　健吾
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９５号
福岡市南区若久団地27番402号
債務者　高田カズ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１５号
福岡市東区八田４丁目４番7531号
債務者　山中　リサ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４１号
福岡県春日市光町２丁目101番地ひかりコーポ203号
債務者　平山　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４２号
福岡市城南区友丘３丁目12番43号
債務者　磯口　博樹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６号
岐阜市早田本町４丁目48番地
債務者　杉山　章子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
岐阜市金園町５丁目32、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘南３番町２街区14番地
債務者　内藤　薫明
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
岐阜市大福町９丁目７番地　セジュール大福101号室
債務者　青山　庄二
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０１号
岐阜県山県市高富930番地　KMビル206号
債務者　大滝信男こと　オオタキ　ペドロ　ノブオ
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０３号
岐阜市鏡島西１丁目３番24号　セジュール加納201号室
債務者　龍田　理子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０４号
岐阜市鏡島西１丁目３番24号　セジュール加納201号室
債務者　龍田　久美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
沖縄県浦添市伊祖１丁目27番１―401号コーポ白雲
債務者　我如古麻紀
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部